

山口県学校安全推進計画

平成27年3月

山口県教育委員会

はじめに

本県では、これまで、子どもたちが安心・安全な学校生活を送ることができるよう、学校における安全管理体制の整備をはじめ、子どもたちの危険予測・回避能力の育成など、学校と家庭・地域・関係機関等が連携を図りながら、学校安全の取組を進めてまいりました。

しかしながら、登下校中等の事件や交通事故、台風、土砂災害、地震・津波等の自然災害など、子どもたちを取り巻く環境には、なお多くの危険が潜んでおり、子どもたちの安全確保に向けた取組の重要性はますます高まっております。

また、国においては、近年の幼児児童生徒の健康・安全を取り巻く状況の変化に鑑み、平成21年4月に「学校保健法」を「学校保健安全法」に改正し、学校安全に関して共通して取り組まれるべき事項を規定するとともに、平成24年4月には、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、「学校安全の推進に関する計画」を策定しました。

山口県教育委員会では、こうした国の動きや、本県での幼児児童生徒が関係する事件・事故・災害の発生状況を踏まえて、学校安全の更なる充実を図るため、「山口県学校安全推進計画」を策定することといたしました。

本計画では、「事件・事故・災害による被害を未然に防ぎ、子どもたちのかけがえない命を守ること」、「子どもたちが自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力を育成すること」、「自分の安全を確保した上で、周囲の人や社会の安全に貢献できる力を育成すること」を学校安全の目標として掲げ、目標実現のための基本的方向性と具体的方策を示しています。

本計画に沿って、実効性のある学校安全を推進していくためには、市町教育委員会、関係機関等との密接な連携はもとより、学校・家庭・地域等、子どもたちの育成に関わる全ての関係者が一体となって取組を進めるための体制づくりや、取組の不断の見直しによる検証・改善を行っていくことが必要です。

つながり合う多くの方々の力で安全教育・安全管理・組織活動の充実が図られ、子どもたちが、安全な教育環境の下、生涯にわたって安全で健康な生活を送るための基礎を培うとともに、自ら安全に行動し、周囲の人や社会の安全に貢献できる力を身に付け、事件・事故・災害から家族や地域を守ることができる大人へと成長していくことを願っています。

平成27年3月

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

目 次

第 1 章 学校安全の現状と課題及び方向性	1
1 本県における学校安全の現状と課題	1
2 本県における学校安全の方向性	1
3 「山口県学校安全推進計画」の概要	3
第 2 章 学校安全の推進に向けて	5
1 安全教育の充実	5
(1) 安全教育充実のための視点	5
(2) 教育方法の改善	5
(3) 安全教育に係る時間の確保	7
(4) 避難訓練の在り方の工夫・改善	7
(5) 幼児児童生徒の状況に応じた安全教育	8
(6) 情報社会への対応	8
2 学校の施設及び設備の整備充実	10
(1) 学校施設の安全性確保のための整備充実	10
(2) 学校における非常時の安全に関わる設備等の整備充実	11
(3) 学校における避難所機能の充実	12

3	学校における安全に関する組織的取組の充実	13
(1)	学校安全計画の策定と内容の充実	13
(2)	学校における人的体制の整備	14
(3)	学校における安全点検の充実	14
(4)	学校安全に関する教職員の研修等の推進	16
(5)	事件・事故・災害発生時の対応の強化	17
(6)	事件・事故・災害発生時における心のケア	18
(7)	保健衛生面における危機管理の充実	19
4	家庭、地域との連携体制の充実	22
(1)	家庭との連携推進	22
(2)	地域との連携推進	23
第3章	計画の推進に必要な事項	26
1	本県における推進体制の整備	26
(1)	学校安全の質的向上	26
(2)	市町教育委員会、関係機関等との連携強化	26
2	市町における推進体制の整備	27
(1)	市町教育委員会を核とした連携体制づくり	27
(2)	地域のボランティアを支える体制づくり	27
(3)	学校運営を支える体制づくり	27

資 料 編	29
1 本編の補足解説資料	30
2 学校安全関係機関等連絡先	36
3 学校安全関連資料参照先	37
(1) 山口県教育委員会「学校安全関連サイトマップ」	37
(2) 文部科学省	38
(3) その他	39
4 参考文献	39

第1章 学校安全の現状と 課題及び方向性

※ 「危険予測学習(KYT)」
については、「資料編」
(P.30)を参照

※ 「スクールガード」・・・
学校や通学路で子どもたちを
見守る学校安全ボランティア

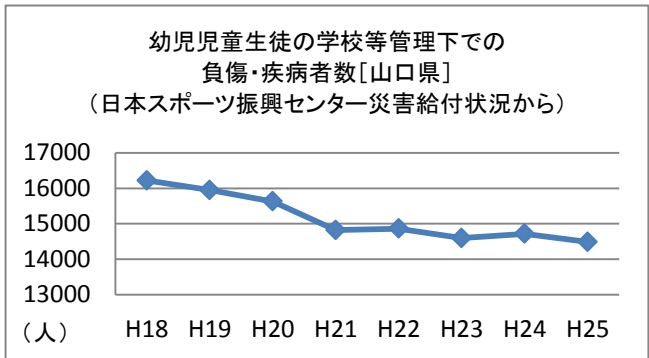
1 本県における学校安全の現状と課題

山口県教育委員会（以下「県教委」）では、これまで、「学校における危機管理マニュアルの作成指針」や「危険予測学習(KYT)[※]資料集」等を作成し、学校における安全管理体制の強化や子どもたちの危険予測・回避能力の育成に努めてきた。また、各市町では、スクールガード[※]が全小中学校区に組織されるなど、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制の整備も進んでいる。

日本スポーツ振興センター災害給付状況によると、学校管理下における子どもたちの負傷・疾病者数は、近年減少傾向にあり、こうした取組が一定の成果を上げていると考えられる。

しかしながら、本県において、近年続いて発生した集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫、平成23年に発生した下校中の児

童刺傷事件、また、登下校時の重大交通事故、さらには、被害者のみならず加害者にもなり得る自転車乗車中の事故など、子どもたちの安全や命に関わる事件・事故・災害（以下「事件等」）は後を絶たず、学校安全の取組の更なる充実が求められている。



2 本県における学校安全の方向性

学校安全の推進に当たっては、日常の生活や登下校時に自分の身に起こり得る危険を予測し回避することや、自然災害が発生した際に適切な避難行動ができることなど、子どもたちが自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力を育成することはもとより、周囲の人や社会の安全に貢献できる力を育成することが必要である。

そのため、学校安全の目標として、

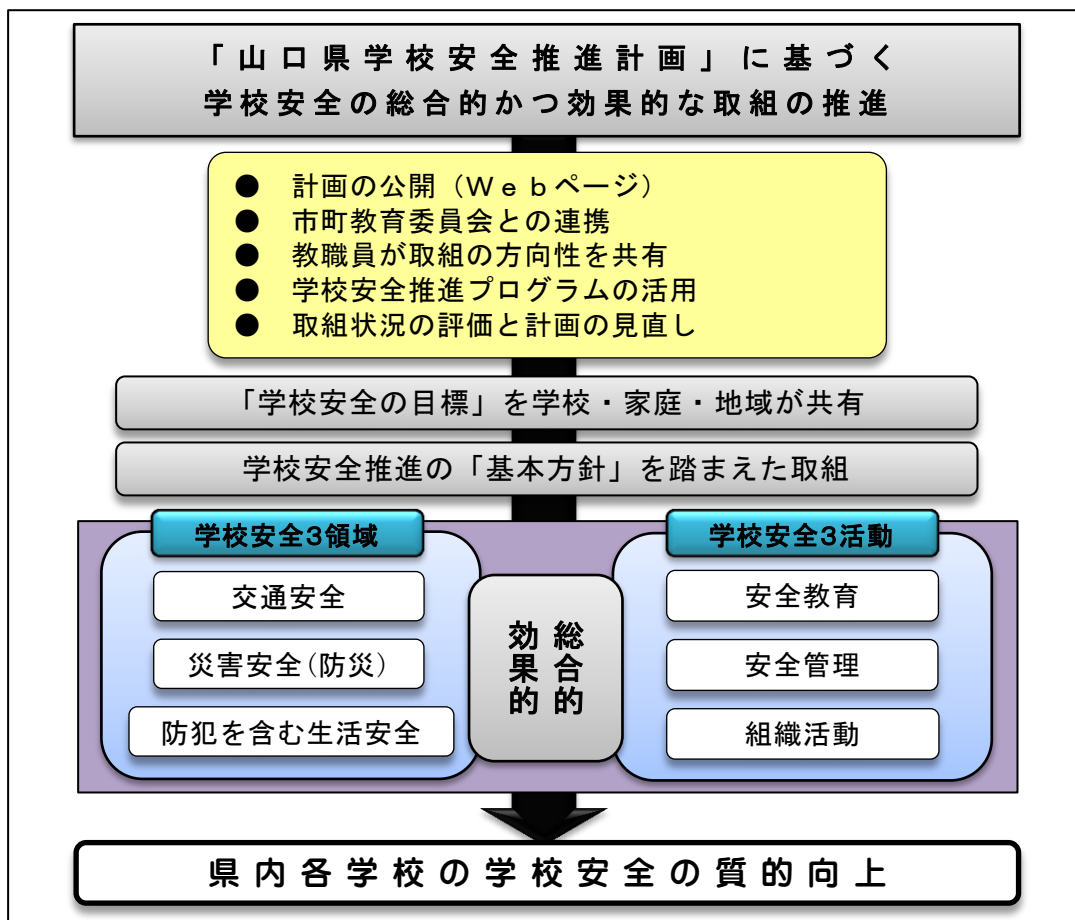
- 事件・事故・災害による被害を未然に防ぎ、子どもたちのかけがえない命を守る
- 子どもたちが自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力を育成すること
- 自分の安全を確保した上で、周囲の人や社会の安全に貢献できる力を育成すること

の3点を設定し、学校・家庭・地域等、幼児児童生徒（以下「児童等」）の育成に関わる全ての関係者が連携を図りながら取組を進めていく。

これらの目標を達成していくためには、教職員一人ひとりが学校安全の重要性を正しく認識し、学校が組織として教職員の安全意識の向上と危機対応力の強化を図るとともに、家庭・地域・関係機関等と連携を深

めながら、学校安全3領域・3活動の取組を総合的かつ効果的に推進するなど、学校安全の取組の質を更に向上させていくことが重要である。

図1 「山口県学校安全推進計画」に基づく学校安全の取組推進のイメージ



具体的には、以下の6つの基本方針により、学校安全の取組の推進を図っていく。

1 自他の命を守る「交通安全」の推進

危険予測学習（KYT）や交通安全教室の実施により交通安全の知識・技能の定着を図るとともに、子どもたちの主体的な交通安全活動の取組を促進することにより、自他の命を守る交通安全意識の向上を図る。

2 防災対応能力の向上を図る「災害安全（防災）」の推進

県教委作成の「防災教育テキスト」「防災訓練事例集」の活用や専門家と連携した防災出前授業の実施等、計画的かつ効果的な防災教育を推進し、子どもたちが自らの命を自ら守ることはもとより、周囲の人や社会の安全に貢献できるよう防災対応能力の向上を図る。

3 安全意識・能力を育む「防犯を含む生活安全」の推進

危険予測学習（KYT）や防犯教室・防犯訓練の取組内容の工夫・充実を図るとともに、地域と連携した安全活動に取り組むことで、子どもたちの安全意識・能力の向上を図る。

4 教職員の安全意識の向上と学校の危機対応力の強化

県教委作成の「学校危機対応演習資料」等を活用した実践的な研修会や出前講座の実施等を通じ、教職員の安全意識の向上を図るとともに、危機対応力の強化に努める。併せて、学校の安全に関する設備の充実・避難所機能の強化を図る。

5 保護者・地域・関係機関と連携した学校安全の取組強化

学校から保護者・地域への情報発信、保護者・地域と協働した安全活動の実施等により、学校安全に関する保護者・地域・関係機関との連携を一層促進する。

6 総合的な安全教育・安全管理の取組を推進する組織活動の充実

学校安全計画の充実、校内の運営体制づくり、安全点検の充実、教職員研修の推進や、危機管理マニュアルの充実・心のケアの充実・保健衛生面における危機管理の充実等、総合的な安全教育・安全管理の取組推進に向けた組織活動の充実を図る。

3 「山口県学校安全推進計画」の概要

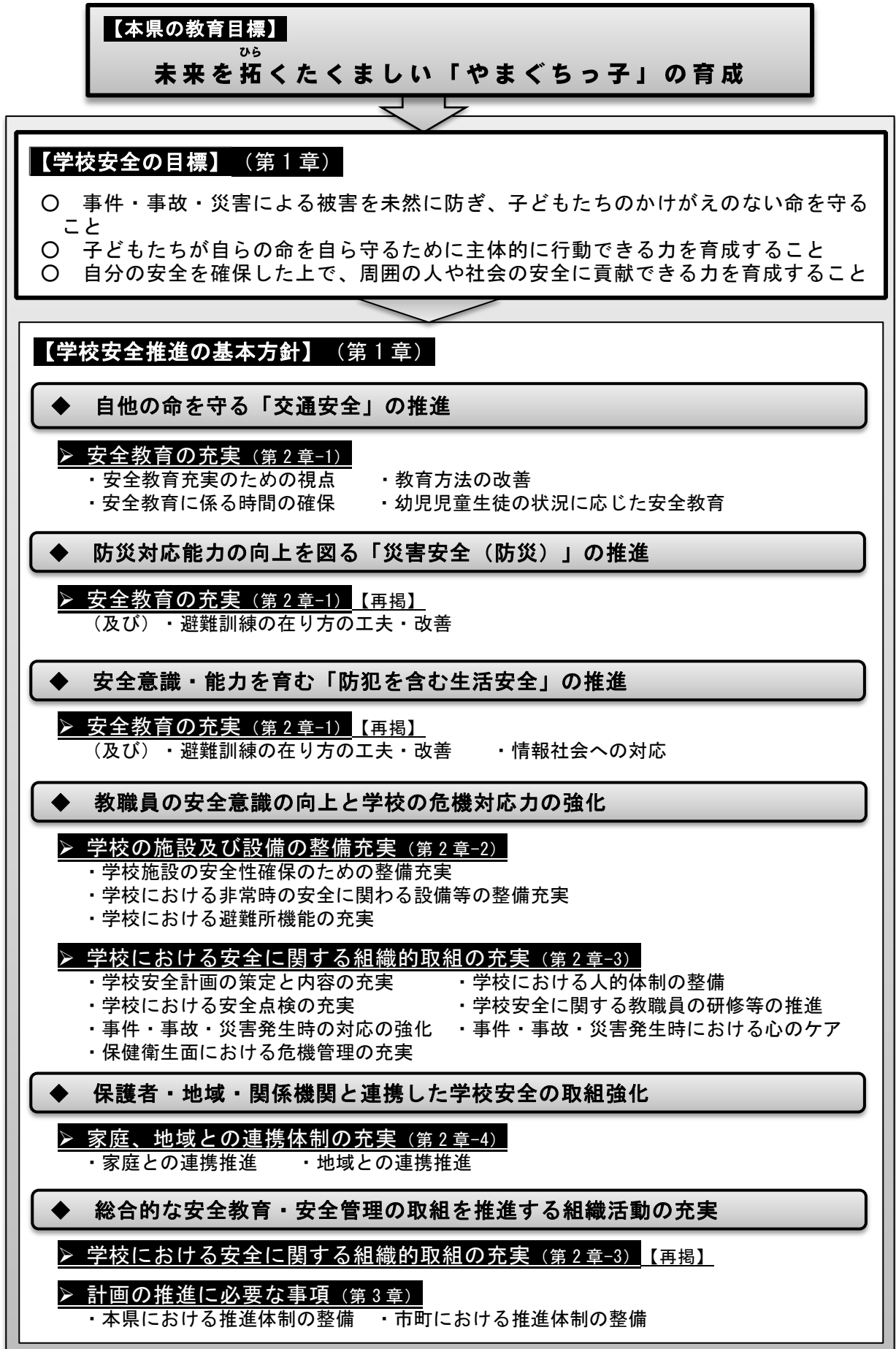
平成21年4月に改正された学校保健安全法第3条第2項では、国の責務として、「各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。」ことが規定されている。併せて、同第3条第3項には、「地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。」とされている。

これまで、平成13年に発生した大阪教育大学附属池田小学校の事件等により、子どもたちの安全確保が強く求められたことを機会に、県教委では、「学校における危機管理マニュアルの作成指針」の作成等により、学校とともに危機管理の体制づくりを進めてきた。また、安全教育については、危険予測学習の積極的な実施や避難訓練の改善を図るための資料を作成するなど、学校の取組を支援することに努めてきた。

しかしながら、これらの取組は、学校における危機管理や安全教育の課題に個別に対応するために、必要とされる資料の提供を行ったものであり、今後は、学校の主体性や独自性を尊重しつつ、各学校が総合的かつ効果的に学校安全の取組を進めていくための支援を行うことが重要である。

本推進計画は、地方公共団体として「各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的に、過去の学校安全の取組における成果と課題を踏まえて、本県における学校安全の更なる充実に資するため、平成26年度から、おおむね4年先までを見通して、本県における学校安全の推進に向けて、その基本的な方向性と具体的方策を示すものである。

図2 計画の体系



第2章 学校安全の推進に 向けて

※ [学]・・・主として学校の取組に係る項目

1 安全教育の充実

(1) 安全教育充実のための視点

■ 安全教育のねらいと方法 [学]^{*}

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質能力を養うことをねらいとする。

各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通して総合的・計画的に安全教育を推進する。

■ 本県における安全教育の視点 [学]

本県の教育目標を踏まえ、本県における安全教育の視点に、「他と協働して、自他及び郷土・社会の安全に貢献することができる自立した存在へと児童等を育成していくこと」を位置付け、取組を進めていく。

■ 総合的な安全教育の必要性 [学]

安全教育について、限られた時間の中でより効果的な指導を行うためには、学校安全3領域を互いに関連付け、総合的に取り扱うなどの工夫が必要である。

学校においては、安全教育の推進とその実践を促すため、各教科・領域等を横断する総合的な指導計画及び指導案等を作成することが大切である。

■ 主体的に行動する態度の育成 [学]

自ら危険を予測し、回避するためには、正しい知識に基づいて的確に判断し、迅速に行動する力の定着を図ることが必要である。そのためには、「状況を判断し、主体的に行動する態度」を育成することが大切である。

■ 地域社会への貢献 [学]

自らの命を自ら守る「自助」だけでなく、助け合って地域の安全を守る「共助」、消防、警察をはじめとする行政機関や公共企業が行う応急対策活動等である「公助」に関する教育も重要になる。その上で、家族、地域、社会全体の安全を考え、安全な社会づくりに参画し、自分だけでなく周囲の人も含め、安全に暮らしていくことができる社会づくりをめざすところまで、安全教育の質を高めていく必要がある。

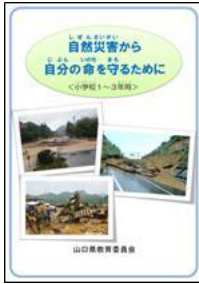
(2) 教育方法の改善

■ 体験的な学習の推進 [学]

知識や技能の定着を図り、行動につなげていくためには、児童等の心身の成長の過程に即した体験的な学習が有効である。

体験的な学習の取組としては、学校を避難所と想定した生活体験等のプログラムを地域住民や保護者等の協力を得て実践する「防災キャ

※ 国・県作成の主な教材・資料については、「資料編 3 学校安全関連資料参照先」(P. 37)を参照



防災教育テキスト

※ 本県における専門家等との主な連携事例については、「資料編」(P. 30)を参照

※ 「サイクル・スクールリーダー活動」については、「資料編」(P. 30)を参照

ンプ」が挙げられる。

また、多くの学校で実施している集団宿泊学習等での自然体験活動の中に、危険予測・回避能力を培うための内容を盛り込むなど、学校行事の実施方法や内容について改善を図ることも大切である。

■ 国及び県作成教材[※]の活用 学

国は、これまで、安全教育に資する様々な教材や資料等を作成・配布している。

県教委においても、「危険予測学習(KYT)資料集」や「防災教育テキスト」等を作成し、安全教育の取組の推進に努めてきた。今後は、各学校に対して、教材の使用場面や効果的な使用方法等について情報提供に努めるとともに、時代に即したより効果的で使いやすい教材の作成に取り組んでいく。

■ 災害教訓・ICT機器の活用 学

東日本大震災における「津波でんでんこ」のような災害教訓を、学校、地域、教育委員会等が連携して広く収集して、教材として各学校で活用することや、児童等による災害教訓の調べ学習や語り継ぎ活動などに取り組むことは、児童等の防災意識を高める上で有効である。また、地域で発生した災害の記録も安全教育の重要な資料として活用できる。

さらに、ICT機器を活用して校区の危険箇所マップづくりを行うなど、効果的な教材づくりを進めることも大切である。

■ 専門家等との連携[※] 学

体験的な学習等を進めるに当たっては、専門家等との連携が有効である。

例えば、交通安全教育については、警察、自動車教習所等と、防災教育については、大学などの教育機関、気象台・消防等の関係機関と、防犯教育については、警察、地域の防犯パトロール隊、スクールガード等と連携を図ることにより、学習活動の効果をより一層高めることが可能になる。

■ 自己理解・自己評価型の安全教育 学

例えば、児童等が、自ら、自分たちの自転車の乗り方が安全なのかどうかを確認できるような、自己理解・自己評価型の安全教育を進めることが重要である。

自己理解・自己評価型の交通安全教育として、県警では、平成19年度から「サイクル・スクールリーダー活動」[※]を推進している。

また、交通安全教育以外では、学校内のけがの発生場所を、校地図に児童等が自ら記録・蓄積していく取組、地域の危険と安全を認識するための、児童等を主体とした地域安全マップの作成などが挙げられる。このような、児童等の主体性を尊重・伸長する取組は、安全教育を推進する上で極めて効果的である。

(3) 安全教育に係る時間の確保

国の示した「学校安全の推進に関する計画」においては、体育・保健体育科をはじめ、関連する教科等での安全教育の時間数は限られており、現在の時間数では、主体的に行動する態度の育成には不十分であると指摘されている。

■ 指導の重点化と各時間の活用 学

安全教育の時間確保に向けて、例えば、体育・保健体育科における安全に関する内容の指導時間を増やすこと、総合的な学習の時間の学習課題として安全に関する内容を設定すること、朝の指導の時間やショートホームルームなどの時間、特別活動の時間等を工夫し、安全指導の時間に充てることが考えられる。

県教委としては、安全に関する指導内容を整理し、指導の重点化を図ることについての例示や、各学校での総合的かつ効果的な取組事例の収集・普及等に努める。

(4) 避難訓練[※]の在り方の工夫・改善

■ 避難訓練の確実な実施 学

避難訓練は、災害や侵入者事案の発生に際して、適切に対処できる力を育成することをねらいとして行われる実践的な指導の場であり、年間を通じて計画的に実施しなければならない。また、防災避難訓練の実施に当たっては、火災を想定した訓練のみに偏ることなく、津波の浸水想定、土砂災害、高潮等のハザードマップ等を参考に、学校や地域の実情に即して、地震、津波、土砂災害、高潮等を対象とした訓練を実施する必要がある。

■ 訓練方法の工夫[※] 学

学校における防災避難訓練については、基本的な訓練を定期的を実施するだけでなく、次のような工夫を行うことで、実践的な訓練にすることが重要である。

- 授業時間外の災害発生を想定する。
- 地震と火災、地震と津波など複合した災害を想定する。
- 警察、消防、教育委員会等への通報訓練を行う。
- 教職員や児童等に予告することなく行う。
- 学校運営協議会等の取組の中で、地域住民や保護者の参加を得て行う。
- 校地外で発生した場合を想定する。
- 児童生徒が幼児や高齢者等の避難援助者となる防災避難訓練を行う。

■ 避難所開設訓練・避難所生活体験の実施 学

防災避難訓練に併せて、災害発生に伴う避難所の開設や避難所での生活を、児童等が事前に体験することは、周囲の人の安全に主体

※ 防犯・防災等の避難を伴う訓練一般を「避難訓練」、防災に特化した避難訓練を「防災避難訓練」、避難以外の防災技能の習得も含める場合は「防災訓練」と表記

※ 訓練方法の具体例は、県教委で作成している、「防災訓練事例集」・「防災訓練実践集」を参照



防災訓練事例集



避難所生活体験活動

的に貢献する力を育成する上で有効な取組である。

実施に当たっては、各市町の防災部局や自治会等との連携を図ることが大切である。

(5) 幼児児童生徒の状況に応じた安全教育

■ 個に応じた安全教育 学

学校においては、個々の児童等の運動能力や判断能力の違いを踏まえ、全ての児童等が安全に避難できる体制を整備することが必要である。危機管理マニュアルを作成する際には、個々の児童等の状況等に応じて臨機応変に指導することにも留意する必要がある。

■ 障害のある幼児児童生徒への安全教育 学

児童等の障害の種類や状態、心身の成長の過程等に応じて、個別の対応を明確化し、以下の点に留意して、学校生活や社会生活の中で安全に行動できる態度を育成していくことが大切である。

- ・自ら危険な場所や状況を予測・回避し、必要な場合には援助を求めることができるようにすること。
- ・冷静に考える力、前後の事情を総合して、どのように行動するのかを判断する力を育てること。
- ・相手や状況に応じて、話し言葉や各種の文字・記号、手話や指文字、表情や身振り、情報機器等のコミュニケーション手段を適切に選択して伝えるなどして、コミュニケーションが円滑にできるようにすること。
- ・学校及び地域の安全活動に参加・協力・貢献することができるようにすること。

これらのほか、障害のある児童等が有する安全面での困難さについて、障害のない児童等と一緒に考え、意識を共有する機会をもつことも大切である。このことは、障害のない児童等にとっても、全ての人が安全な社会生活をともに送ることの大切さを考える機会となる。

■ 校種に応じた安全教育※ 学

幼児期から高校生頃までの時期は、心身の成長の過程からみると、一生のうちでも極めて大きく成長する時期である。こうした成長の特徴を踏まえて、指導内容や指導方法を検討することが、安全教育を効果的に進めていく上で重要である。

(6) 情報社会への対応

■ 情報モラル教育の必要性 学

近年、児童等がスマートフォンや携帯電話等を利用する機会が増加し、インターネット上での誹謗中傷やいじめの発生、違法・有害情報サイトを通じて犯罪に巻き込まれるなどの問題が多く発生しており、児童等に対する情報モラル教育の重要性は一層高まっている。

※ 校種に応じた具体的な重点や留意点については、「資料編」(P.31)を参照

■ 情報モラル教育の充実 学

情報モラルの指導は、知識として理解させるだけでなく、児童等の知識の習得や理解の度合いに応じて、実践的な能力や態度が身に付くように工夫することが重要である。そのため、各校種において、教育活動の様々な場面で効果的な指導が行われるよう、体系的かつ総合的な取組が大切になる。

また、一方的に知識や対処法を教えるのではなく、児童等が自ら考え判断する学習を重視することや、児童会・生徒会活動に位置付け、児童等が主体的に情報モラルについての約束等を定める活動を推進すること、県警や通信事業者等と連携してより具体的な指導を実施することなどにより、情報モラルの育成を図ることが大切である。

■ 家庭や関係機関との連携 学

児童等がインターネット上のトラブルに巻き込まれたり、関わったりする事例の中には、日頃から、保護者が子どもの利用状況を十分把握し、管理や指導を行っていれば防ぐことができたと考えられる事例も多く見られる。

平成20年に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第6条には、インターネットの利用状況の把握と適切な管理、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めることなど、保護者の責務が示されている。

そこで、学校においては、入学時や保護者会等の機会を捉え、情報モラルの指導内容や家庭での指導の重要性、学校と保護者の果たすべき具体的な役割等について説明し、保護者に理解と協力を求めていくことが必要である。

■ 安全にインターネット等を利用できる環境の整備

県教委では、平成25年度に設置した「児童生徒のインターネット利用対策会議」において、児童等のインターネット等の利用実態の調査・分析等を踏まえ、インターネット等の適切な利用に向けた対策を検討し、取組の推進に向けての提言を行っている。

県教委としては、提言の趣旨を踏まえ、児童等の心身の成長の過程や利用実態等に即した情報モラル教育の充実、有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングの普及促進など、児童等のインターネット等の適切な利用に向けて、学校、保護者、市町教育委員会のみならず、企業や地域と、それぞれの役割を担いながら、一体となって取り組んでいく。

2 学校の施設及び設備の整備充実

大規模地震等の災害に際して、学校施設が果たすべき役割は、第一に児童等や教職員の安全確保であり、災害に強い学校施設の整備が緊急の課題である。

学校施設は、児童等が学校生活の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となるところも多い。加えて東日本大震災では、建物自体だけでなく天井材や外装材等の非構造部材にも多大な被害が生じたことから、構造体（骨組み）及び非構造部材の耐震化・耐震対策を進める必要がある。

全国的には、学校への侵入事案等も発生していることから、児童等の安全を確保するため、防犯の視点からの施設・設備を含めた学校への侵入者対策が求められる。また、地域連携が進み、多様な地域人材が来校するという観点からも、施設・設備の充実による安全の確保が大切である。

(1) 学校施設の安全性確保のための整備充実

■ 耐震化の取組状況

本県の県立学校については、耐震工事の積極的な前倒しにより、平成26年4月1日現在の耐震化率が95.1%で全国平均を上回るなど、一定の水準に達しているが、市町立学校の耐震化率は、小中学校が80.8%、幼稚園が52.7%と、いずれも全国平均を下回っており、引き続き耐震化の促進に向けた取組が必要である。

■ 耐震化の推進

県立学校の耐震化については、平成27年度までに完了するよう、高校再編等の状況等にも留意しながら耐震工事を計画的に実施する。

また、県・市町間で耐震化の加速化に向けた対応策の検討・協議を行う「公立学校施設耐震化促進会議」を開催するなど、耐震化が進まない市町が抱える課題等を踏まえた指導・助言を行うとともに、国に対し耐震化事業に係る財政措置の拡充を要望する等、市町の耐震化の取組を支援することで早期の耐震化を促進する。

■ 非構造部材の耐震対策

構造体と区分した、天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器等の非構造部材の耐震対策に当たっては、特に致命的な事故につながる恐れの高い屋内運動場の天井等の落下防止について、平成27年度の完了を目標に対策を進める。

また、点検で判明した非構造部材の異状箇所について、緊急性や優先性を考慮しながら必要な改修を実施するとともに、市町における取組の促進を図っていく。

■ 学校施設の津波対策

津波による浸水が想定される地域では、各地域の状況に応じて必要な津波対策を講じることが必要である。

近隣の高台や裏山など安全な場所へ速やかに避難できるような避難経路の整備、学校の上層階に速やかに避難できるような屋外避難階段の設置など、学校施設の立地状況に応じた施設整備についても、市町や大学等専門機関との連携を図りながら検討を進めていく必要がある。

(2) 学校における非常時の安全に関わる設備等の整備充実

■ 侵入者対策の必要性 学

地域に開かれた学校づくりを進めていく上では、児童等の安全が確保されていることが大前提であり、侵入者防止対策がとられていることが不可欠である。学校においては、設備等も含めて侵入者への対策を充実していく必要がある。

■ 安全確保に向けた設備等の具体的整備

国は「学校安全の推進に関する計画」において、

- ・ A E D（自動体外式除細動器）等の救急処置等のための設備
- ・ 防犯カメラ等の防犯監視システム
- ・ 校内緊急通話システム
- ・ さすまた、催涙スプレー等の安全を守る器具

などについて整備の必要性を述べている。本県が平成18年4月に策定した「山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき定めた、「学校等及び通学路における児童等の安全確保に関する指針」においても、国と同様の設備・器具の整備を例示し、点検整備に努めることとしている。

本県においては、幼稚園以外の学校で、A E Dの整備率は100%となっているが、その他の設備・器具については、未整備のものがあ。今後、地域や学校の実情及び整備した際の効果等に留意しながら県立学校での整備を順次進めるとともに、市町による整備を促す取組を行う必要がある。

■ 災害用設備の管理の必要性 学

学校の設置者は、災害発生等の非常時において安全を確保できるよう、学校に必要となる防災設備、消防用設備、防犯用設備等を整備するとともに、非常時に活用できるよう、定期的かつ適切に維持管理を行う必要がある。

また、学校は設備ごとに教職員の担当を明確にして日常的に点検するとともに、点検の結果、改善が必要と判断された設備については、設置者と連携して速やかに改善しなければならない。

■ 災害時の備蓄

発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、学校が児童等の待機場所となる可能性がある。しかし、本県の災害時に児童等に供する目的での学校備蓄整備率は、文部科学省が実施し

た「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（平成23年度分）結果では、全国平均と比べて低い状況にある。

今後、災害発生時に帰宅困難となった児童等が学校に待機するために必要な備蓄品目、例えば、飲料水、食料、毛布等について、計画的に備蓄を進める。備蓄量については、学校の立地条件や児童生徒数、保護者に引き渡すまでの期間等を総合的に勘案し、規模・水準を決定していく。

市町に対しては、県教委の取組について情報提供するとともに、市町教育委員会及び市町の防災担当部局等と連携を図りながら、大規模災害を想定した児童等のための学校施設への備蓄を促進していく。

（3）学校における避難所機能の充実

学校施設は教育施設として設計され、避難所としての使用に配慮していないため、過去、実際の使用に際して様々な不具合や不便が生じたことも事実であり、地域防災や学校施設の整備に携わる関係者は、これらの情報を今後の施策に生かしていくことが求められる。

■ 地域住民の安全確保に向けた設備等の整備・充実

市町の防災施策として、大規模災害の発生を想定し、避難所となる学校に対して、災害時に必要な備蓄品の整備はもとより、備品・設備の整備・改善等に計画的に取り組んでいくことが望まれる。

■ 地域住民の安全確保に向けた連絡・連携体制の整備・充実 学

災害時安否情報等を円滑に収集・伝達できる仕組みを、避難所として指定されている学校にも整えることが望まれる。

また、避難所の開設や運営は市町防災部局が責任を有するものであるが、特に開設初期においては、施設・設備を把握している教職員の協力も必要となる。そのため、避難所の開設・運営の協力内容について、管理職をはじめとして全教職員が十分に理解しておくとともに、市町防災部局や自主防災組織等との合同避難所開設訓練の実施等により、それぞれの役割等の確認をしておくことが求められる。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、事前に、市町防災部局や自治体自主防災組織等と体制整備を図り、できるだけ地域住民が主体的に開設・運営ができる状況を整えておくことが重要である。その際、学校運営協議会等の組織を活用することも考えられる。

3 学校における安全に関する組織的取組の充実

(1) 学校安全計画の策定と内容の充実

学校安全計画は、学校保健安全法第27条において、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と、その策定が義務付けられている。

■ 全教職員での共通理解の重要性 学

学校安全の推進に当たっては、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、学校安全計画に基づき全校体制で取組を進めていくことが必要である。

そのためには、学校安全計画の策定・見直しに当たって、その過程から、十分に共通理解が図られるよう配慮することが重要である。

■ 内容充実の視点 学

学校安全計画は、年間の取組を、安全教育・安全管理・組織活動の3活動により整理するものであり、取組の関連性や順序性等に留意することで、より総合的かつ効果的な取組を実施することが可能になる。

学校安全計画を実施する過程においては、内容や手段、実施時期が適切であったか等について、教職員や児童等、保護者等の評価や気付きを参考にしながら、定期的に取り組状況を点検・評価し、活動の改善や新たな取組につなげるPDCAサイクルの確立が重要である。

また、学校安全計画の内容について、学校安全委員会等の会議、学校だよりや学校のWebページ等を活用して、保護者等の関係者に周知し、計画の効果的な実施や評価・改善について協力を得ることができる体制を整えていくことが望まれる。

■ セーフティプロモーション[※]の概念に基づく取組 学

新たな視点による学校安全の取組例として、「ISS活動[※]」の取組がある。これは、セーフティプロモーションの概念に基づいて、ISS（インターナショナルセーフスクール）認証の取得をめざして、学校独自の課題や目標を設定した上で、PDCAサイクルを活用しながら、活動の改善を図るものである。

国の「学校安全の推進に関する計画」では、ISS認証取得に向けた取組の中で、

- ・児童等や教職員などのけがや事故等の減少
- ・「安全」という同じ目標に取り組むことによる日常的な活動の活性化
- ・児童等自らが危険を把握、予測、回避し安全な環境を構築する「安全力」の育成

※ 「セーフティプロモーション」「ISS活動」については、「資料編」(P.33)を参照

- ・学校を中心に、児童等、教職員、保護者のつながりの強化及び地域との連携による安全な「コミュニティ」づくりの促進
- ・安全・安心に対する意識の高まり

など、様々な効果が報告されており、I S S 認証取得の取組事例等を参考に、学校安全の取組の充実を図っていくことも有効な視点であると考えられる。

■ 県教委としての取組

県教委は、学校安全計画の内容の充実が図られるように、学校や市町教育委員会に対して、各学校の取組状況や特色ある実践事例などについて情報提供を行う。

また、学校が安全対策を計画する際には、日本スポーツ振興センターが提供している学校安全支援情報、県警による、交通事故の情報、声かけ・つきまとい事案等の防犯に係る情報、県防災危機管理課が提供している災害記録などを活用することが有効であることについて周知を図る。

(2) 学校における人的体制の整備

■ 全教職員の参加と中核となる教職員の位置付け 学

全教職員の参加による学校安全の取組推進に向けては、校務分掌等により、教職員個々の役割と責任が明確になっていることが必要である。

また、学校安全計画や各種安全に関する実施計画の策定、学校安全に関する活動の企画・調整・評価について、関係教職員の連携の中核となる教職員を「学校安全担当」として校務分掌の中で明らかにし、学校安全を推進する体制を整備することが重要である。

■ 管理職や中心的な役割を担う教職員の資質能力の向上

管理職や学校安全の中心的な役割を担う教職員には、学校安全に関して一定水準の知識や資質能力を備えることが望まれるため、県教委や市町教育委員会は、学校安全の推進に向けた最新の動向や課題を踏まえた実践的な研修会を開催するなど、資質能力の向上に努める。

■ 外部人材との連携による人的体制の充実

学校安全活動の活性化と充実を図るため、学校安全計画の策定や安全教育の実施においては、スクールガード・リーダー[※]や防災アドバイザー等、外部の専門家の協力を得られるよう、学校の取組を支援する人的体制を充実していく必要がある。

また、安全管理面においても、学校や地域の実情に応じて、外部人材との連携による人的体制の充実を図っていく必要がある。

(3) 学校における安全点検の充実

■ 安全点検実施の視点 学

安全点検の実施に当たっては、施設・設備そのものの安全性のみな

※ 「スクールガード・リーダー」・・・警察官OB等に委嘱し、学校の防犯体制及び学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して専門的な指導を行う者

らず、以下のように、学校安全3領域全ての観点から、客観的・計画的・組織的に点検することが重要である。

- ・「交通安全」の観点からの、校地内及び校区や通学路環境の安全性
- ・「災害安全（防災）」の観点からの、地震や台風などの自然災害に対する学校の施設・設備及び校区や通学路環境の安全性
- ・「防犯を含む生活安全」の観点からの、侵入者に対する学校の施設・設備や人的対応及び校区や通学路環境の安全性

また、効果を高める観点から、児童等及び保護者、専門家等も参加して点検する機会を設けるなど、様々な工夫を行うことも考えられる。

■ 学校施設・設備の安全点検の充実 学

安全点検は、毎学期1回以上実施することが法で義務付けられている重要な安全活動である。固定化したマニュアル・点検表で繰り返し実施されることで、安全点検が、形骸化することがないように、

- ・教職員の担当点検箇所を定期的に変更する。
- ・全教職員による一斉点検を実施する。
- ・安全に配慮しながら、保護者や児童等、地域のボランティア等の参加を求める。

などの工夫した取組が必要である。

■ 通学路の安全点検の充実 学

学校においては、家庭、地域、関係機関等の協力を得ながら、登下校において児童等の安全が確保されるよう、「交通安全」「防犯」「災害安全（防災）」の3観点から通学路の定期的な点検を行い、必要に応じて教育委員会・道路管理者・警察等関係機関と連携を図りながら改善要望を行っていくことが重要である。

点検に際しては、県教委が平成25年度に作成した「通学路の安全確保に向けて」を参考に、危険箇所把握の観点を明確にして実施することが望まれる。

■ 防災に係る安全点検の充実 学

災害発生時に、児童等を安全に避難させるためには、校舎内の施設・設備だけでなく、避難経路や避難場所の安全点検が必要である。

点検に当たっては、防火・防災に関する設備等について安全性を確認することに加えて、地震を想定して、天井、照明器具、窓ガラス、外壁・外装、収納棚などの固定の状況等、非構造部材についての耐震対策にも注意を払う必要がある。

災害時の避難経路や避難場所については、実際の災害を想定し、以下に示すような観点等での安全点検を実施する必要がある。特に、津波による浸水被害が想定される学校においては、設定している校外の避難場所や避難経路の点検も、併せて重要である。



通学路の安全確保に向けて

- ・災害や状況に対応した複数の避難経路・場所を確保しているか。
- ・児童等の特性や個々の状況を踏まえているか。
- ・地域の自然環境や社会環境を踏まえているか。
- ・近隣地域住民の避難や帰宅困難者の避難を想定しているか。
- ・避難経路に障害物はないか。
- ・訓練等は適切に行われているか。
- ・学校・自治体等の定めた避難経路・場所を児童等や保護者に周知しているか。

■ 防犯に係る安全点検の充実 学

国の「学校安全の推進に関する計画」において、平成13年に発生した大阪教育大学附属池田小学校の事件から10年以上が経過し、学校では、その教訓が生かされていないという課題が指摘されている。

各学校においては、防犯に係る施設・設備・備品の点検に加えて、以下のような、人的体制を中心とする学校の防犯の取組状況について点検を実施することが必要である。

- ・危機管理マニュアルの内容を全教職員が理解しているか。
- ・来校者への案内・指示・誘導等や、敷地や校舎などへの入口等の管理、入口や受付の明示、来校者への声かけや名札等による識別が適切に行われているか。
- ・始業前や放課後、授業中や昼休み等における校舎内外の巡回等が計画どおりに実施されているか。
- ・侵入者に備えた避難訓練の実施方法は適切か。

(4) 学校安全に関する教職員の研修等の推進

■ 学校安全に関する研修の必要性 学

児童等の安全を確保するためには、教職員一人ひとりが安全に対する配慮義務を十分に認識するとともに、積極的に安全教育や安全管理に関わる必要がある。また、事件等の発生時においては、全教職員が各学校の危機管理マニュアルに基づき、児童等の安全確保及び応急手当等を実施しなければならない。

しかしながら、例えば、平成25年度の県内公立学校における救急救命（心肺蘇生法・AED等）に関する校内研修の実施率は84.5%であり、教職員の学校安全に関する知識・技能の十分な定着に向けて、校内研修の計画的な実施とともに、職員会議、学年会等のあらゆる機会を活用した研修を日常的に進めることが大切である。

■ 実践的な研修の推進 学

学校安全に関する研修計画の策定に当たっては、学校や教職員の実態に即した実践的な内容になるよう、各学校において主体的に工夫・配慮することが大切である。

学校安全に関する研修の例として、以下のような研修が挙げられる。

【目的】「危機」発生、発生時に必要な、学校の対応は「〇〇学校の状況」に即座に対応できる体制を整備し、発生時や発生後に必要となる対応が、迅速かつ適切に行われるよう、危機発生時の対応について、具体的な対応策を講ずること。

【実施】本校で実施する場合は、以下の通り実施してください。

① 本校で実施する場合は、以下の通り実施してください。

② 本校で実施する場合は、以下の通り実施してください。

③ 本校で実施する場合は、以下の通り実施してください。

④ 本校で実施する場合は、以下の通り実施してください。

⑤ 本校で実施する場合は、以下の通り実施してください。

⑥ 本校で実施する場合は、以下の通り実施してください。

⑦ 本校で実施する場合は、以下の通り実施してください。

⑧ 本校で実施する場合は、以下の通り実施してください。

⑨ 本校で実施する場合は、以下の通り実施してください。

⑩ 本校で実施する場合は、以下の通り実施してください。

学校危機対応演習資料

- ・ 校内外の事故事例や事故災害情報などにより、学校の安全に関する課題について話し合い、安全な環境の整備に向けて具体的な解決策を講ずること
- ・ 危機管理マニュアルに基づく様々なケースに対応した避難訓練等の計画・実施に関すること
- ・ 事件等発生時の心のケアに関すること

■ 学校安全関係研修資料の活用 学

県教委では、危機発生時の組織的な初動・初期対応など学校における危機対応力の向上を図るとともに、教職員の危機管理意識を高めることを目的として「学校危機対応演習資料」を作成している。このほか、県教委等が作成・公開している各種研修資料が、各学校現場で有効に活用されるよう、研修資料の活用方法について一層の啓発に努めていく。

■ 学校安全に関する研修会の実施

県教委では、防犯教育研修会や防災教育研修会を開催するとともに、教職員・保護者・地域関係者向けの出前講座「学校安全セーフティライフセミナー」を開催している。今後は、学校安全3領域について、最新の動向や学校の課題等を踏まえた、実践的な研修会の継続的な開催に努める。

また、管理職・学校安全担当・市町教育委員会指導主事等を対象として、本推進計画の周知を目的とした研修会を計画的に開催し、各学校において、本推進計画を基にした主体的な取組が促進されるよう支援する。

(5) 事件・事故・災害発生時の対応の強化

■ 危機管理マニュアルの重要性 学

危機管理マニュアルは、学校保健安全法第29条第1項で、各学校で作成することが義務付けられている。

学校は、様々な危険から児童等を守るために、学校や地域の実情等に応じた実効性のある対策を講ずる必要がある。そのためには、危機管理マニュアルにより危機管理体制が具体的かつ適切に整備され、教職員が様々な危機に適切に対処できるように備えておく必要がある。

■ 危機管理マニュアルの内容構成 学

各学校で危機管理マニュアルを作成する際には、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 「未然防止」「初動・初期対応」「中・長期対応」の、3段階に沿ってまとめる。
- ・ 学校安全3領域を網羅した総合的な内容にする。
- ・ 学校安全計画を示し、未然防止の取組を明らかにする。
- ・ 様々な事件等発生時ごとの対応手順を明確に示す。

■ 危機管理マニュアルの見直しと改善 学

学校においては、危機管理マニュアルが実際の事件等発生時に機能するのか、学校や地域の特性を勘案し、起こり得る様々な事態を想定して、常に見直しを図る必要がある。

県教委としては、県立学校や市町教育委員会に対し、学校が作成した危機管理マニュアルについて適宜見直しを求めていくとともに、各学校が、国等の最新の動向や、先進的な取組を行っている県内外の学校の事例等を踏まえて見直し・改善ができるよう、積極的な情報提供を行う。

■ 保護者との情報共有の重要性 学

児童等の安全確保のためには、学校と保護者との間で、様々な場面を想定した事前の確認や情報の共有が必要である。

例えば、災害発生後の保護者等への児童等の引渡しについては、あらかじめ保護者との間で災害の規模や状況によって、児童等の引渡しの基準や条件を詳細に決めておくが必要になる。併せて、在校時に限らず、登下校中に災害が発生した場合の対応についても、検討・確認しておくことも必要である。

このような事件等発生時の保護者との連携方法については、危機管理マニュアルに具体的に記載するとともに、文書によるマニュアルの内容の保護者への周知、併せて、PTA総会や学校安全委員会等の機会を捉えて保護者の理解と協力を求めていくことが大切である。

また、緊急時の協力依頼等を保護者へ迅速に伝達する手段としては、携帯電話等へのメール配信が有効である。平成25年度末において、県内公立学校の携帯メール配信システムの整備率は89.7%であることから、さらに整備を進めていく必要がある。

(6) 事件・事故・災害発生時における心のケア*

■ 事件・事故・災害発生時における心のケアの重要性 学

事件等の発生は、児童等の心身の健康に大きな影響を与えることがある。事件等に遭遇し、強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れることが多い。こうした反応は、場合によっては長引き、生活に支障を来し、その後の成長や発達に大きな影響を与えることもある。そのため、事件等発生後は児童等の健康観察をきめ細かく行い、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要である。

■ 心のケアの基盤となるもの 学

適切な心のケアの基盤となるのは、「毎日の健康観察」「メンタルヘルスを担う校内組織体制の構築」「心のケアに関する教職員等の研修」「心身の健康に関する支援」「心身の健康に関する指導」「医療機関をはじめとする地域の関係機関等との連携」など、平常時からの取組である。

※ 心のケアについての留意点は、「資料編」(P.34)を参照

■ 学校における心のケアの基本的な体制 学

学校における児童等の心のケアについての基本的な体制については、学校・教育委員会が役割を明確にするとともに、専門家・専門機関等、保護者との連携を積極的に進めることが必要である。

① 学校の役割

学校は、児童等の心のケアを危機管理の一環として捉え、危機管理マニュアルの中に位置付け、教職員一人ひとりがそれぞれの役割を果たすことが必要である。平常時から心のケアを担当している教育相談等の校内組織が円滑に機能していることが、事件等発生時の迅速な対応につながる。

② 教育委員会の役割

心のケアに関する情報を収集し、学校等に提供する。また、教職員の研修を実施し、事件等の発生に備えるとともに、事件等に適切に対応できるよう、学校への支援体制を平常時から築いておくことが必要である。

③ 専門家・専門機関等との連携

平常時から、地域にどのような専門家・専門機関等があるかを把握し、受診先または相談機関として協力が得られるよう連携体制を整備しておく。

④ 保護者との連携

学校においては、平常時から、保護者と連絡調整しながら、専門家・専門機関等の協力を得ることについて理解や協力が得られるような関係を築いておく。

■ 心のケアに関する研修の実施 学

事件等発生時に心のケアを適切に行うためには、心のケアに関する研修を実施することが大切である。

研修に際しては、文部科学省が作成した「子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―」「学校における子供の心のケア―サインを見逃さないために―」等の資料を活用するとともに、スクールカウンセラーや医療関係者等の専門家から、直接話を聞く機会を設定することも効果的である。

(7) 保健衛生面における危機管理の充実

学校の保健衛生面における危機管理については、感染症・食中毒の発生、食物アレルギー、^{ごえん}誤嚥・異物混入等給食事故、熱中症等の課題が挙げられる。

これらの危機については、未然防止の取組に併せて、発生時の被害拡大・重症化の防止が重要であることから、対応のマニュアル化と体制づくりなど適切な危機管理が必要である。

■ 感染症・食中毒への対応 学

学校における感染症や食中毒の発生は、未然に防ぐことが最重要であるが、発生した場合は、感染の拡大を防ぐことを最優先に危機管理

に当たる必要がある。

まず、学校全体の状況把握に努め、学校医等から対応について指導を受け、管理職及び養護教諭・栄養教諭（学校栄養職員）等が中心となって、教職員の共通理解を図りながら、適切な対応をしなければならない。

また、校長は、保健所などの関係機関へ報告するとともに、状況により、学校保健安全法、同施行令、同施行規則をもとに、出席停止等の措置を行う必要がある。これらの対応に当たっては、保護者への十分な説明を行うことが重要である。

■ 食物アレルギーへの対応 学

食物アレルギーへの対応に当たっては、全教職員の共通理解が不可欠であり、養護教諭、栄養教諭（学校栄養職員）、学校給食調理員、学級担任等が、研修などを通じて資質能力の向上を図ることが必要である。

食物アレルギーの発症を予防し、発症した場合の重症化を防止するためには、以下の事項を徹底することが重要である。

- ・児童等の食物アレルギーに関する正確な情報の把握
- ・全教職員の食物アレルギーに関する基礎知識の獲得
- ・食物アレルギー発症時における対応の事前確認とアドレナリン自己注射薬^{*}の使用法を含めた教職員研修の実施
- ・新規発症の原因となりやすい食物を給食で提供する際の危機意識の共有及び発症に備えた十分な体制整備

※ 「アドレナリン自己注射薬」については、「資料編」(P.35)を参照

■ 誤嚥^{ごえん}^{*}・異物混入等給食事故への対応 学

事故防止の対策としては、調理・提供方法を検討すること、給食時間の安全指導・安全管理を徹底すること、個に応じたきめ細かな指導を行うこと、窒息事故発生時の対処方法を事前に確認しておくことなどが考えられる。

給食への異物混入については、発見と同時に被害拡大防止のための迅速な対応が求められる。

■ 熱中症事故への対応 学

熱中症にはいくつかの病型があり、重症な病型である熱射病を起すと、適切な措置が遅れた場合、高体温から多臓器不全を併発し死亡率が高くなる。学校の管理下における熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、気温 25～30℃でも湿度が高い場合に発生している。

熱中症について全教職員で未然防止の方策や発症時の適切な対応について、研修を通じて共通理解することが必要である。

■ 県教委としての取組

県教委としては、市町教育委員会及び各学校に対して、保健衛生面における危機について、対応方法など参考となる資料の収集・紹

※ 「誤嚥」・・・食べたり飲んだりしようとしたときに、飲食物が誤って食道ではなく気管に入ってしまうこと

※ 「ヒヤリハット事例」については、「資料編」(P.35)を参照

※ 「暑さ指数(WBGT)」については「資料編」(P.35)を参照

介に努めるとともに、事故等につながる恐れがあった「ヒヤリハット事例※」を県内の学校から収集し、対応上の課題を明らかにするとともに、未然防止に向けた情報提供に努める。

熱中症対策については、環境省が提供する熱中症予防のための「暑さ指数(WBGT)※」情報の活用促進を図るとともに、気象庁から高温注意情報が発令された際には、熱中症への警戒を呼びかける電子メールの発信を行うなど、積極的な情報提供に努める。

4 家庭、地域との連携体制の充実

(1) 家庭との連携推進

■ 家庭との連携における留意点 学

家庭と連携して安全教育を推進するためには、各学校の学校安全に関する方針や活動、児童等の状況などについて保護者に説明し理解や協力を求め、保護者の学校の取組に対する意見を的確に把握し、各学校の学校安全活動に生かすことが重要である。その際、家庭が担うべきものは家庭が担うよう促していくなど、相互の意思疎通を十分に図ることが大切である。

■ 保護者への情報提供 学

学校の意図を家庭に周知・徹底するための機会や方法は、各学校によって多様であるが、具体的には次のような取組が考えられる。

- ・家庭訪問や保護者懇談会、学校安全委員会等の機会を利用する。
- ・学校だよりや学年・学級通信等により周知する。
- ・学校のWebページに掲載する。

■ 保護者への啓発 学

学校安全の取組に関して保護者への啓発を行い、家庭での協力を求めていくことは、学校安全の推進にとって不可欠である。

例えば、学校では、児童等が心身の成長の過程に即して危険を予測し回避できる力や、学校、家庭及び地域の安全に貢献できる力を育成していることを家庭に知らせ、家庭でも同じような視点で安全指導が行われるよう働きかけていくことが大切である。

また、子どもの行動特性や事故等の誘因等についての情報を提供し、家庭でも、安全に関して、児童等に望ましい習慣を身に付けられるようにしていくことも大切である。

■ P T Aとの連携 学

P T Aの協力を得ながら学校安全活動を行うことは、家庭との連携を深め、効果的な取組となることが期待できる。

学校安全に係るP T A活動としては、次のような例が挙げられる。

- ・校内外の安全点検や校内への侵入防止対策への参加
- ・P T A広報紙や標語ポスターなどによる安全知識の普及と安全意識の啓発
- ・道路の横断や自転車の利用上の安全についての交通安全パトロール等の実施
- ・通学路や公園などでの巡回と注意の喚起
- ・「子ども110番の家」を周知する等の活動の促進
- ・災害発生時の連絡体制の確立や児童等の保護者への引渡しについての了解

(2) 地域との連携推進

■ 地域との連携の重要性 学

校外で児童等が犯罪に巻き込まれる事案の状況や、東日本大震災における、地域や諸団体との密接な協力・連携による安全確保の取組等を見ても、児童等の安全を確保するためには、学校だけの取組では十分ではなく、地域との連携が必要である。

■ 地域関係機関・団体との連携 学

地域のボランティア等と協力して児童等を守るための活動を行うことや、学校安全3領域に関して専門的知識を有し、活動を行っている関係機関や団体、民間事業者（自動車教習所など）と連携して、安全のための取組を進めていくことは、児童等の安全を確保するために欠かせない取組である。

■ 安全指導における連携 学

① 交通安全指導及び防犯指導

警察署等による専門的指導は、より詳しく実践的な指導であることから、児童等への高い指導効果が見込まれる。また、交通安全や防犯教室等の機会に、地域の協力者の参加を得て、互いに顔合わせをしておくことは、安全管理の面からも大切である。

② 災害安全（防災）

各地域の消防署、防災担当部局、自治体等の関係団体、防災ボランティアや消防団など地域住民で組織する団体との連携を図ることが重要である。

また、消防署による専門的指導や、防災担当部局の担当者による災害情報等の提供は、実際の災害状況や対処法を知るよい機会である。

③ 避難訓練

学校で避難訓練を実施する際、専門家の評価を受けることは、訓練の検証、危機管理マニュアルの点検・改善につながる。

また、地域住民が訓練に参加する機会を設けることは、学校の体制等を地域住民が理解する上で有効である。

■ 幼児児童生徒の安全確保のための連携 学

地域や児童等の実態に応じた、各地域の警察署、県・市町の関係部局、スクールガードや防犯ボランティア等の協力団体、近隣の学校等との連携が必要である。

① 登下校時

スクールガードや防犯ボランティア等の見守り活動の活性化を図ることや、学校とPTA・地域等とが連携して、緊急時に児童等が駆け込める「子ども110番の家」などの場所を増やすことで、緊急時の安全確保だけでなく、犯罪を抑止する効果も期待できる。

② 校外で学校行事を行う場合

実施計画の作成に当たり、実施先の警察署や市町関係部局、保

護者等の協力者との連携が必要である。

③ 事件・事故・災害発生時

各学校の危機管理マニュアルを見直す際、関係機関にも相談し、避難経路、避難場所の確保等について確認し、事件等発生時に備えることが必要である。

④ 学校が避難所（避難場所）となった場合

学校が避難所となった場合の対応については、各市町の防災担当部局や避難所として利用する自治会等の代表者との打ち合わせが必要である。

■ 地域に根ざした安全教育推進のための連携 学

学校安全活動の活性化と充実を図るためには、学校安全活動に関連する人的資源、教材、学習の場などを、家庭や地域に積極的に求めていく必要がある。

例えば、次のような内容や方法が考えられる。

- ・ 地域にある安全に関する施設を教材として活用する。
- ・ 地域の地形・地質・過去の災害・環境等を教材として活用する。
- ・ 地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり、体験したりする学習活動を計画・実施する。
- ・ 地域で開催される安全に関する行事に参加するなどして、自らの安全を確保する力や地域住民等との助け合いの精神を育てる。

■ コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の有効性

学校安全は、保護者や地域住民が参加することで、より効果的な取組の実施や確実な学校安全体制の構築が可能になる。保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの活動として、地域の防犯パトロール隊やスクールガード、保護者、地域住民等の学校安全活動への参加を促進すること等が期待できる。

■ 「地域協育ネット」の有効性

県教委では、おおむね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域住民等によるネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する「地域協育ネット」の取組を推進している。学校と地域が連携した取組を進めるに当たっては、コミュニティ・スクールでの取組に加え、「地域協育ネット」の仕組みの中で、学校・家庭・地域・関係機関が課題を共有し、子どもたちの安全確保に向けて、ともに協働する体制を構築することが有効である。

県教委としては、市町教育委員会と連携しながら、「地域協育ネット」を主体とした実践的な防災訓練の実施等、地域ぐるみの学校安全の取組の推進を図る。

■ 地域学校安全委員会等の開催

地域学校安全委員会は、平成20年1月の中央教育審議会答申の中で、その設置が推奨されている。本県においては、コミュニティ・スクー

ルや「地域協育ネット」を活用した地域学校安全委員会の開催が効果的・効率的であると考えられる。

地域学校安全委員会の効果については、次のことが挙げられる。

- 校長、副校長、教頭、学校安全担当等を地域との連絡の窓口として周知できる。
- 地域や関係機関の担当者を学校関係者に周知できる。
- 学校の取組や体制、児童等の状況について情報を共有することで、ネットワークが構築され、迅速な対応が可能となる。

**第3章
計画の推進に必要な事項****1 本県における推進体制の整備**

本県では、平成26年度から29年度を計画期間とする「元気創出やまぐち！ 未来開拓チャレンジプラン」において、「5つの未来開拓戦略」の一つとして「IV 安心・安全確保戦略」を掲げている。

また、県教委においても、平成25年度から29年度を計画期間とする「山口県教育振興基本計画」において、緊急課題や重点課題に対応するため、計画期間に重点的に実施する「10の緊急・重点プロジェクト」の一つに、「安心・安全な学校づくりプロジェクト」を位置付け、取組を推進している。

このように、「安心・安全」は最も重要な課題の一つであり、次代を担う児童等が、安心・安全な学校環境において、安全に関する適切な指導が受けられるように、各学校において、本推進計画に示した事項が、おおむね4年間で実施されるよう推進体制を整備する。

(1) 学校安全の質的向上**■ 「学校安全推進プログラム」の作成**

県教委としては、学校保健安全法や学習指導要領に基づき、学校安全の目標と本県の教育目標を踏まえて、各学校が主体的に学校安全の総合的かつ効果的な推進に取り組めるよう、具体的な学校の取組の姿をまとめた「学校安全推進プログラム」を作成する。

■ 取組状況の把握

文部科学省が実施している「学校健康教育行政に係る取組状況調査」の結果等の活用や、県教委で実施している「学校安全に関する取組状況調査」において、最新の動向や本推進計画の内容を踏まえた調査項目を設定することなどにより、学校の取組状況を的確に把握し、各市町・学校の取組の成果や課題を分析・検討した上で、学校安全に関する施策の検討・改善及び「学校安全推進プログラム」の改善に努める。

(2) 市町教育委員会、関係機関等との連携強化**■ 市町教育委員会との連携強化**

本推進計画の周知を含め、学校安全の取組の推進には、市町教育委員会との連携強化が不可欠である。

本推進計画の要点や今後の取組の進め方等について、教育長会議、市町学校安全主管課長会議、市町学校安全・生徒指導担当者会議等で共通理解を図り、市町教育委員会の学校安全担当者を窓口に、学校への支援が効果的・継続的に行われるように努める。

■ 学校等安全連絡協議会等による連携強化

学校安全に関する関係機関・団体等の参加を得て、総合的な協議を行う「学校等安全連絡協議会」を今後も継続して開催し、本推進計画について周知を図るとともに、今後の取組についての検討や計画の進捗状況等の情報提供を行い、連携した取組の推進を図る。

また、「交通安全山口県対策協議会」「山口県防災会議」「やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」などの関係会議での協議内容や決定事項等についての市町教育委員会や学校安全関係機関への情報提供に努め、連携した取組の推進を図る。

■ 学校安全に関する事業実施による連携強化

大学・気象台等の専門家と連携した防災授業や、市町の防災部局や市町教育委員会と連携した避難所生活体験活動等の学校安全に関する事業の実施を通して、市町教育委員会と関係機関等との連携強化を促進する。

2 市町における推進体制の整備

(1) 市町教育委員会を核とした連携体制づくり

市町においては、市町教育委員会と、市町の生活安全や防災を担当する部局、所轄の警察署、消防署、関係機関、民間団体等との連携を一層深め、学校と関係機関等とが連携して学校安全の推進に取り組むことができる体制を整備することが重要である。

例えば、幼稚園・小学校・中学校等とが合同で行う避難訓練の実施において、幼稚園・小学校・中学校の連携、市町防災部局及び関係機関等による取組の支援等が、積極的かつ円滑に行われるよう、市町教育委員会が核となって取り組むなど、連携・協力体制を構築しておくことが挙げられる。

(2) 地域のボランティアを支える体制づくり

本県では、平成19年度に、全ての小・中学校区にスクールガード等の学校安全ボランティア組織が結成されており、現在約6万人の保護者や地域住民の方が活動に参加し、見守り活動や声かけ、交流活動等を通じて、児童等の安全確保や健全育成に貢献している。

しかしながら、地域によっては、参加者の高齢化や児童生徒数の減少等により、活動の縮小等が課題となっている。そのため、市町教育委員会においては、学校や市町の関係部局、所轄の警察署、防犯関係団体等と連携し、活動状況や課題の把握、組織づくり等を含めた研修の実施、防犯上の情報等の提供、更にはスクールガード等の学校安全ボランティア組織の活動紹介や物的支援など、必要な支援に努めることが期待される。

(3) 学校運営を支える体制づくり

学校安全は学校教育の基盤をなすものであり、学校運営における重点事項の一つである。学校運営に保護者や地域住民等の参画・協力を得るコミュニティ・スクールの取組や、中学校区を単位に地域ぐるみで子どもたちを見守り支援する「地域協育ネット」の取組等を進めることは、学校安全の組織活動を活性化するという視点からも極めて有効である。

また、これらの取組を通して、学校安全の取組状況を評価し、学校・保護者・地域が課題を共有して取組の改善を図っていくことで、保護者や地域の力を活用した学校安全の更なる推進が期待される。

市町教育委員会においては、学校安全の推進に向けた学校運営を支える体制としての有効性を踏まえ、県教委と連携して、効果的な組織体制や活動についての情報共有を進め、域内の取組の活性化を図ることが期待される。

資 料 編

1 本編の補足解説資料

- 危険予測学習（KYT）…………… 30
- 専門家と連携した防災出前授業…………… 30
- サイクル・スクールリーダー活動…………… 30
- 校種に応じた安全教育 指導の重点と留意点…………… 31
- セーフティプロモーション
 ISS（インターナショナルセーフスクール）活動…………… 33
- 心のケアについての留意点…………… 34
- アドレナリン自己注射薬…………… 35
- ヒヤリハット事例…………… 35
- 暑さ指数（WBGT）…………… 35

2 学校安全関係機関等連絡先…………… 36

3 学校安全関連資料参照先…………… 37

4 参考文献…………… 39

1 本編の補足解説資料

■ 危険予測学習（KYT） 【P. 1】

危険予測学習とは、教材の絵（イラスト）や写真に潜む危険を予測し指摘し合うことで、現実には起こりそうな危険に気づき、事件等による被害に遭わないためにはどのように行動するのかを考え、自ら安全に行動できるよう危機意識や安全意識を高めることを目的とする学習活動である。危険予測学習(Kiken Yosoku Training)の頭文字をとって、KYTとも呼ばれている。

危険予測学習は、学校安全の3領域である「交通安全・災害安全（防災）・防犯を含む生活安全」全てでの活用意義が認められており、学習を通じ、子どもたちが危険性を主体的に学び、予測できる事故や災害の発生を未然に防止できる有効な方法である。



■ 専門家等と連携した防災出前授業 【P. 6】

交通安全や生活安全の領域では、県警と連携して、交通移動教室や防犯教室を実施するとともに、災害安全（防災）の領域では、下関地方気象台、山口大学、徳山工業高等専門学校、大島商船高等専門学校の協力のもと、防災出前授業を実施し、多くの学校で実践を重ねてきている。また、県土木建築部砂防課による砂防出前授業も継続して実施しているところである。

「専門家と連携した防災出前授業の指導者・内容」

所 属	職	内 容
山口大学大学院理工学研究科	教授等	地震・津波・台風・水害・土砂災害・避難活動・建物被害 等
徳山工業高等専門学校	教授等	
大島商船高等専門学校	教授等	
下関地方気象台	防災業務係	地震・津波・台風・水害・土砂災害・緊急地震速報避難訓練 等
県砂防課	砂防課職員	土砂災害

■ サイクル・スクールリーダー活動 【P. 6】

山口県警では、平成19年度から「サイクル・スクールリーダー活動」を推進している。これは、生徒が自転車の交通ルールや実技等を学び、自らの状況を理解・評価した上で、自校の他の生徒を指導するものであり、生徒自身が、「自分の身は自分で守る」という安全意識と地域社会への参加意識の高揚を図るものである。

① サイクル・スクールリーダー活動の趣旨

警察署長が中学校、高等学校の生徒を対象にサイクル・スクールリーダーとして委嘱し、学校主体による自転車安全利用の指導体制を確立するとともに、生徒自身の「自分の身は自分で守る」という意識の醸成と、交通安全活動への参加を通じて、地域社会への参加意識の高揚を図ることを目的に運用している。

② サイクル・スクールリーダーの任務等

- ・ 学校の交通リーダーとして、自校の生徒に、自転車の安全利用の励行と交通ルールの遵守を徹底
- ・ 交通安全運動期間中や交通安全日等に、学校付近で自校生徒に対する交通安全指導を実施
- ・ 交通安全キャンペーン等広報啓発活動への積極的参加

■ 校種に応じた安全教育 指導の重点と留意点 【P. 8】

幼稚園期	指導の重点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活の場面で、安全な生活習慣や態度を身に付けることができるようにする。 ○ 危険な場所での行動や事件等発生時には、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには、教職員や保護者など近くの人に伝えることができるようにする。
	留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼い命をどう守るかを考えると同時に、心身の成長の過程の特性を十分踏まえつつ、幼稚園における遊びを含めた生活を通じ、自らの命を守ることへの意識を高め、安全に配慮して行動し集団で迅速な行動が取れるよう、繰り返しの体験を計画的に行うことが大切である。 ○ 危険や恐怖を強調しすぎると、身動きができなくなるなど行動が消極的になるため、危険判断や危険対処能力が身に付かなくなる恐れがある。 ○ 一つの事柄に注意や認知が中心化し、それ以外のことの認知的処理が困難になるという特性があるので、隠れた危険を認知・予測させる学習が大切である。 ○ 実際の生活場面で、危険行動を抑制する実体験を重ねることや、基本的な生活習慣の形成に向けた適切な抑制体験が大切である。
小学校期	指導の重点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低学年では、安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や事件等発生時には、教職員や保護者など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。 ○ 中学年では、学校安全3領域に関する様々な危険の原因や事件等による被害の防止について理解し、危険に気付くことができるように、自ら安全な行動をとることができるようにする。 ○ 高学年では、中学年までに学習した内容を一層深めるとともに、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、自分自身の安全だけでなく、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々なことを吸収しようとする意欲が強い時期であることから、安全教育にとって最適な時期であるが、この時期に、安全教育の内容に著しい不足が生じると、安全面において将来に渡り大きな不利益をも

小学校期	留意すべき事項	<p>たらず恐れがあるなど、安全教育の果たす役割は大きい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大人の行動を客観的に見る力が育ってくるため、児童が観察するモデルが大きな影響を与える。とりわけ、保護者や教職員の影響が大きく、単に言葉で指導するだけではなく、実際の行動で模範を示すことが大切である。 ○ 保護者や教職員の目の届かない場所へも行動範囲が広がるため、普段経験することの少ない場所や状況における危険についても指導が必要である。例えば、校区や通学路の安全マップづくりのような学習活動が有効である。
中学校期	指導の重点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校までの学習内容を更に深め、日常生活に関して安全な行動がとれるとともに、応急手当の技能の習得、防災への備えや的確な避難行動ができるようにする。 ○ 他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する責任感を育成することも大切である。また、学校・地域の災害安全（防災）の取組や災害時のボランティア活動等の大切さについても理解を深めるようにする。
	留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主体的な学習に関しては、体験活動等の機会を利用し、振り返りや気づきを促すような働きかけが必要である。 ○ この時期の生徒は、指示的な指導だけでは教育効果が得られないことがある。強い指導が求められる場面と、主体的な学習が求められる場面とを使い分けることが大切である。 ○ 危険と知りつつも、仲間の前では危険に身をさらすことや、他者を危険にさらすことがあり得るため、どのような行動をとることが望ましいかを判断できる能力を育成することが大切である。 ○ 論理的に考える力も伸びてくるため、安全規則を遵守することの意義や、安全な行動をとることの理由を明確に示すことが大切である。 ○ 自己との関与が意識されないテーマについては関心を示さないことがあり、自己との関わりが意識されるような教育内容を設定し、題材を提供することが有効である。 ○ 動機や感情のコントロール、社会の一員としての責任、安全に関する価値の形成など、複数の視点が獲得される中でより安全な行動がとれるよう、教育内容を設定することが大切である。
高等学校期	指導の重点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自らの安全の確保はもとより、家族や友人、地域の人々の安全にも貢献する力を育成する。また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。 ○ 安全で安心な社会づくりの大切さについて理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に参加する意識を高める。

高等学校期	留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒が、安全のために何を考え、何ができるかなど、社会的責任を意識する機会を設けることが必要である。例えば、幼児や小学生を対象とした安全教育に参加して生徒自身が教える立場を経験する活動や、地域の防災活動にボランティアとして参加することなどが考えられる。 ○ 社会的責任を意識する機会を設けた後に危険予測学習（KYT）に取り組むと、新たな視点が加わり、自他の安全を意識した危険予測の力が更に高まる。 ○ 自転車通学者が増える高等学校においては、「被害者にならないための教育」と同時に、自転車乗車時のマナーを正しく理解し、他の安全に配慮する意識を育成する安全指導など、「加害者にならないための教育」が重要である。
--------------	----------------	---

■ セーフティプロモーション

ISS（インターナショナルセーフスクール）活動 【P.13】

「セーフティプロモーション」とは、WHOが提唱する、傷害をもたらす事故、犯罪被害、自傷行為等を部門や職種の垣根を越えた協働や科学的に評価可能な介入により予防しようとする考え方である。

ISS活動とは、「施設設備」「傷害予防」「犯罪予防」「生活指導」「交通安全」「災害安全」「家庭・地域」からなる7つの領域ごとに、8つの指標（下表参照）について、学校独自の課題や目標を設定した上で、PDCAサイクルを活用しながら、活動の改善を図る取組である。

「International Safe School の8つの指標」（日本ISS認証センター版）

指標1	教職員、児童・生徒・学生及び幼児、保護者や地域関係者が、学校における安全推進の取り組みに主体的に参加し、連携・協働して活動するための組織が校務分掌上に位置づけられている。
指標2	文部科学省及び教育委員会における学校安全の推進に関わる計画や地方自治体における安全・安心なまちづくりの理念などを参考に、学校独自の安全推進の取り組みに関わる安全方針（安全指針）が規定されている。
指標3	児童・生徒等の性別・年齢別特性や、学校の立地環境や組織・規模に関わる特性などを考慮した、長期的な視野を持った持続可能な安全推進の取り組みが策定され実践されている。
指標4	危険の発生が危惧される、もしくはその影響を受けやすいと想定されるすべての集団や環境を対象とした安全推進の取り組みが策定され実践されている。
指標5	各種の実践された安全推進の取り組みについて、実証性を持った明確な根拠に基づいた評価が実施されている。
指標6	学校の管理下で発生したすべての災害（負傷・疾病、不慮の事故、意図的な暴力や自傷行為等によるものを含む）の発生状況や原因等を分析・記録した資料が作成され、その後の対策に活用されている。

指標 7	学校における安全方針や年間学校安全計画に含まれた各種の安全推進の取り組みによる効果の推移と成果について、客観的な尺度を用いた測定・判定が実施され、その結果が資料として活用されている。
指標 8	各地域や国内外で実践される安全推進に関わる活動に積極的に参加して、その先進事例の収集に努めるとともに、自校における安全推進の実践経験に関わる情報発信やその成果の共有に取り組んでいる。

■ 心のケアについての留意点 【P. 18】

① ストレス症状への対応

事件等発生時にストレス症状が見られる児童等への対応は、基本的には平常時と同様である。すなわち、学級担任や養護教諭等の健康観察等により速やかに児童等の異変に気づき、教育相談部等の校内組織と連携して、問題の程度（「早急な対応が必要かどうか」「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や医療機関等と連携を密にするなど、組織的に支援に当たることが必要である。

健康観察では、事件等発生時におけるストレス症状の特徴を踏まえた上で、児童等が示す心身のサインを見逃さないようにすることが重要である。

② 心のケアの留意点

事件等発生時に求められる心のケアは、その種類や内容により異なるが、基本的な留意点として次の事項が挙げられる。

- ・ 迅速に安否確認や心身の健康状態の把握を行うために、休日に発生した場合でも、児童等、保護者、教職員の所在等を確認できるよう事前に連絡方法を定めておく。また、児童等の心のケアに当たり、その家族・友人・関係者の安否や被災状況についてもできる限り把握しておくことが重要である。
- ・ 事件等への対応に当たっては、児童等に、動揺や風評が広まることのないように、保護者や児童等への情報の伝え方については、共通理解を図った上で実施する。また、被害を受けた児童等の保護者へは、正確な情報提供が速やかに行えるようにすることが重要である。
- ・ 事件等の発生時には、児童等に安心感を取り戻させることが大切であることから、できるだけ早期に平常時の生活に戻すことが必要である。
- ・ 障害や慢性疾患のある児童等の場合、事件等発生時には平常時の状況に比べ、様々な困難がある状況になっている。心のケアを考える際には、これらの不安等への配慮や、障害の特性及び症状の悪化に対する十分な配慮が必要となる。
- ・ 命に関わるような状況に遭遇した場合や、それを目撃した場合には、通常ストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがある。これらの症状は、事件等の直後には現れず、しばらく経ってから症状が現れる場合があることを念頭に置く必要がある。
- ・ 事件等発生時には、教職員が大きなストレスを受けることが多い。児童等の心の回復には、児童等が安心できる環境が不可欠であり、それには、周りの大人の心の安定が大切である。

- ・ 教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を払うことが、児童等の心のケアにおいても重要となる。このことは、保護者においても同様である。
- ・ 事件等が発生した月日になると、いったん治まっていた症状が再燃することがあるが、その場合でも正常な反応であること及びケアの体制について、保護者や児童等に伝えることにより冷静に対応することができ、混乱や不安感の増大を防ぐことができる。

■ アドレナリン自己注射薬 【P. 20】

アドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）とは、アナフィラキシー*発症時に緊急補助療法として使用される注射薬であり、アナフィラキシーを起こす可能性の高い者にあらかじめ医師が処方する。アナフィラキシーは、急激に進行することが多いため、適切なタイミング（アナフィラキシーの初期症状が出現したとき）で注射することが重要である。

なお、学校現場等で児童生徒がアナフィラキシーショックに陥り生命が危険な状態である場合に、救命の現場に居合わせた教職員がアドレナリン自己注射薬を自ら注射できない本人に代わって注射することは、緊急やむを得ない措置として行われるものであり、医師法違反とならない。（「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月31日 公益財団法人日本学校保健会発行 文部科学省監修）参照）

* アナフィラキシーとは、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛、嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をいう。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命に関わる重篤な状態である。

■ ヒヤリハット事例 【P. 21】

「ヒヤリハット」とは、災害には至らなかったものの、一步間違えれば災害になっていたかもしれない「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたりした経験（運が悪ければけがをしていたかもしれない事故や、不安全な状態又は行動によって驚いたこと）を意味する。これは、幸いにもけがをしないで済んだというだけのことであって、災害の一步手前の状況と考えられる。

また、米国技師ハインリッヒ氏が労働災害の発生確率を分析した「ハインリッヒの法則（1：29：300）」では、一つの重大な災害の背後には、29の軽微な災害があり、その背景には300の無傷事故（ヒヤリハット事例）があるとされている。

このような、一步間違えれば災害になっていたかもしれない、「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたりした経験を「ヒヤリハット事例」として集約・周知し、同じような事故が起こらないように、安全対策を行うことが大切である。

■ 暑さ指数（WBGT） 【P. 21】

「暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）」は、熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標である。

人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、人体の熱収支に与える影響の大きい、①湿度、②日射・輻射ふくしやなど周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標である。

「暑さ指数」と熱中症の関係については、その日の「暑さ指数」の最高値が28度を超

えるあたりから熱中症による死亡が増えはじめ、その後、「暑さ指数」が高くなるにつれて死亡率が急激に上昇していく。気温がそれほど高くなくても、湿度等の条件によっては「暑さ指数」が高くなり、熱中症発生の危険も高くなる。

県健康増進課では、環境省が公表している県内15カ所の観測地点における「暑さ指数」予報値を環境省のWebページへのリンクにより掲載している。

(※ 環境省が予報値を公開する期間内のみ)

【Webページアドレス】

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/nanbyou/2012wbgt.html>

2 学校安全関係機関等連絡先

■ 学校安全全般

山口県教育庁学校安全・体育課

☎083-933-4673

■ 交通安全

山口県環境生活部地域安心・安全推進室

☎083-933-2619

山口県土木建築部道路建設課

☎083-933-3705

山口県警察本部交通部交通企画課

☎083-933-0110

山口県警察本部交通部交通規制課

☎083-933-0110

山口県交通安全学習館

☎083-973-1900 山口市小郡下郷 3560-2

一般財団法人山口県交通安全協会

☎083-973-0054 山口市小郡下郷 3560-2

■ 災害安全（防災）

山口県総務部防災危機管理課

☎083-933-2367

山口県土木建築部砂防課

☎083-933-3750

山口県土木建築部河川課

☎083-933-3776

山口県土木建築部港湾課

☎083-933-3810

■ 防犯を含む生活安全

山口県環境生活部地域安心・安全推進室

☎083-933-2619

山口県警察本部生活安全部生活安全企画課

☎083-933-0110

山口県警察本部生活安全ふれあい館

☎0836-22-1900 宇部市常藤町 3 番 1 号

公益社団法人山口県防犯連合会

☎083-925-0542 山口市大手町 2 番 40 号

■ 保健・心のケア

山口県健康福祉部健康増進課

☎083-933-2940

山口県精神保健福祉センター

☎0835-27-3480 防府市駅南町 13-40

山口県臨床心理士会

☎0836-38-0549 宇部市文京台 2-1-1 宇部フロンティア大学高田研究室

■ サイバー犯罪

山口県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策室

☎083-933-0110

■ ネット相談

子どもと親のサポートセンター（ネットアドバイザー）

☎083-987-1242 やまぐち総合教育支援センター内

3 学校安全関連資料参照先

(1) 山口県教育委員会「学校安全関連サイトマップ」

県教委のWebページに、下記の学校安全に関する各種資料・マニュアル等を掲載している。（※平成27年2月末現在）

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50500/riskmanage/sitemap.html>

① 学校安全全般

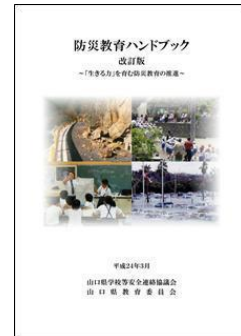
- 緊急時の基本対応と校内組織等
- 危険予測学習（KYT）
- 学校安全の推進について〔H25〕
- 通学路の安全確保に向けて〔H25〕
- 学校安全に関する表彰〔H15～〕
- 学校安全実践事例集〔H22～25〕
- 学校危機対応演習資料〔H23〕
- 「傷病事故発生時の初期対応の重要性について」
-被害の拡大を防ぐために-〔H20〕
- 学校保健安全法の施行について
- 「安心して学習できる環境をつくる」
学校安全研究推進事業の取組〔H18・19〕
- 学校安全計画のサンプル
- 山口県個人情報保護条例に基づく留意事項について
- 学校における事件・事故等発生時の報告

② 交通安全

- 交通安全の取組
- 自転車の安心・安全確認テスト
- 交通安全教育実践地域事業〔H18～20〕

③ 災害安全(防災)

- 災害安全の取組
- 火災発生時の対応
- 地震発生時の対応
- 台風等暴風発生時の対応
- 風水害・土砂災害発生時の対応
- 落雷・突風・竜巻事故防止
- 防災訓練実践集 [H25]
- 避難所生活体験活動 [H25～]
- 防災教育テキスト [H24]
- 防災訓練事例集 [H24]
- 実践的防災教育 [H24]
- 防災教育ハンドブック(改訂版) [H23]
- 防災教育支援事業 [H20]
- 専門家と連携した防災出前授業について [H17～]



防災教育ハンドブック

④ 防犯を含む生活安全

- 防犯の取組
- 転落事故防止
- 遊具事故防止
- プール事故防止
- 水難事故防止
- 薬品事故防止
- 熱中症防止
- スズメバチ刺傷事故防止
- クマ・イノシシ等出没時の対応
- 近隣工場爆発事故発生時の対応
- 学校施設の爆破予告への対応
- 安全点検
- 救急救命体制



スズメバチから身を守るために

(2) 文部科学省

① 学校安全トップページ

「学校安全の推進に関する計画」、学校安全関連通知、調査報告等が掲載されている。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289303.htm

② 学校安全<刊行物>

「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」(平成25年3月 文部科学省)、「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成22年3月 文部科学省)等、学校安全関係刊行物を掲載している。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

(3) その他

- ① 独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校安全WEB」
学校事故事例検索データベース、学校での事故防止対策集等を提供・掲載している。
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>
- ② 気象庁 (<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)
気象災害に関するリーフレットや防災教育で活用できる啓発ビデオ等を掲載している。
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/index.html>
- ③ 内閣府 防災情報のページ
各種災害対策、災害教訓など防災に関する教育啓発に係る資料や防災教育で活用できる教材が掲載されている。
<http://www.bousai.go.jp/>
- ④ 警察庁 (<http://www.npa.go.jp/>)
 - ・ 自転車はルールを守って安全運転 ～自転車は「車のなかま」～
<http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/bicycle/index.htm>
 - ・ 子どもを犯罪から守るためのお役立ちリンク集
http://www.npa.go.jp/safetylife/anzen_link.html
- ⑤ 消防庁 (<http://www.fdma.go.jp/index.html>)
 - ・ 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）関連情報
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList_h2303_shinsai.html
 - ・ 救急車利用マニュアル
http://www.fdma.go.jp/html/life/kyuukyusya_manual/index.html
- ⑥ 山口県防災危機管理課
消防防災データ、緊急災害情報、地域防災計画、消防本部一覧等、様々な防災関連情報を公開している。
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10900/index/>

4 参考文献

- ・ 「学校安全の推進に関する計画」
(平成 24 年 4 月 文部科学省)
- ・ 「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」
(平成 22 年 3 月 文部科学省)

山口県学校安全推進計画

平成27年(2015年)3月

山口県教育庁 学校安全・体育課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

問合せ先

電 話 083-933-4673

ファックス 083-922-8737

メー ル a50500@pref.yamaguchi.lg.jp

Webページ [http://www.pref.yamaguchi.lg.jp
/cms/a50500/index/](http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50500/index/)